時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價還送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金二圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

○時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵税料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰 一回限 [illegible]

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて居より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず殊に時事新報社は社員非常に通信員の多きを以て斯かる通信を依頼せずと雖も世間往々此邊を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方もあるが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け郵送あらんことを請ふ

時事新報

我國海軍の前途方針

我輩は本月四日の紙上に於て我國海軍の急務は專ら士官の學力實驗力と水夫の敎育熟練とを進歩せしむるに在るを說き之を海外諸國の實例に照らして今より二十五年乃至三十年即ち明治四十九年より同五十四年の頃ともなれば我海軍士官の力も十分に進歩して上下共に彼の歐洲海軍國の同等士官と相匹敵するに至る可きが故に此年限の間に於て國家理財上の經營を謀り漸を以て製造す可き軍艦の大小、種類、隻數及び之に要する金額を豫算し一定の方針に從て着手す可きを論斷せり

扨みの二十五年間乃至三十年間を期し一定の造艦方針を守りて製造す可き軍艦は我海軍の中堅たる本體にして即ち甲鐵艦隊是れなり世間往々說を爲して輕快なる巡洋艦或は多數の水雷艇を以て[illegible]甲鐵艦に代ふ可しと云ふものあれども是等の巡洋艦水雷艇は本體の補助手足にして[illegible]近時海軍形勢の一班を知りて未だ全豹を窺はざるものと云はざる[illegible]

目下歐洲の諸強國に於ては何れも海軍のメーンたる甲鐵艦の製造を勉め[illegible]一萬噸以上の甲鐵艦を有するものは

英國 十一隻 佛國 六隻

伊國 十隻 露國 三隻

獨逸 四隻(但し製造の計畫中)

にして其餘は[illegible]

今我海軍の造艦方針を一定するに當り[illegible]歐洲海軍國の形勢を察し[illegible]我國の富力と理財上の程度とを量り[illegible]一定の方針を守りて[illegible]東洋に獨立して外侮を受くる[illegible]に充分なる可しと信ず

[illegible]るあり即ち我海軍の本體たる可き甲鐵艦の隻數及び噸數は左の如し

一等甲鐵艦（一萬噸） 六隻

甲鐵一等巡洋艦（六千噸） 十隻

右の外に輕快なる巡洋艦、傳令、水雷艇及び海岸防禦用の防禦艦の如きも固より欠く可らずと雖も何れも皆此本體の補助手足たるものに過ぎざれば是等の艦艇は[illegible]臨時費を以て製造するも[illegible]而して目下我國所有の[illegible]の如きは皆な此補助手足の部に入る可きものなり

右の如く我海軍の本體たる甲鐵艦隊は一萬噸の甲鐵艦六隻、六千噸の甲鐵巡洋艦十隻即ち噸數十二萬噸[illegible]其費用を算するに一萬噸の甲鐵艦は費額凡そ[illegible]萬圓を要し又六千噸の甲鐵巡洋艦十隻は凡そ一千八百萬圓を要す可きが故に合計四千三百二十萬圓にして之を三十箇年間に[illegible]とすれば毎年百四十四萬圓づゝを費して[illegible]年々凡そ百五十萬圓を費して三十年間にして十二萬噸十六隻の甲鐵艦隊を備ふるは之を我國理財上の經營に徴して敢て不當の計算ならざる可し

然り而して今より三十年間には造船、機械、砲、水雷等諸般の進歩其他幾多の發明もあるは必然にして右の計畫に隨て逐年製造するに際しても何時も其新式を利用せざる可からざれば實際に於ては[illegible]

[illegible]

官報

[illegible]

雜報

[illegible]